

特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所 定款

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所と称する。

2 本会の英語名は、“Institute for Sustainable Energy Policies” (ISEP) とする。

(事務所)

本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、前項のほか、その他の事務所を福島県福島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、持続可能なエネルギー政策の実現を目指し、省エネルギー、再生可能エネルギー、民主的かつ環境負荷の少ないエネルギー市場の形成などの普及・促進に主眼を置いて活動を進め、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、持続可能なエネルギー政策の実現を目指した調査研究、政策提案、地域事業支援、国内外ネットワーキング、普及啓発、助成、その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

2 本会は、その他の事業として、不動産賃貸業を行う。

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：本会の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 協賛会員：本会の事業を協賛するために入会した個人および団体

(入会資格)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 本会の設立趣旨および目的に賛同し、事業に協力できる者であること

(入会手続き)

第8条 本会に入会しようとする正会員は、以下の手続きを必要とする。

(1) 別に定める入会申込書を所長に提出して申し込むものとする。

(2) 所長は、前号の入会申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(3) 所長は、第1号のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面またはファックス、電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を所長に提出し、又は退会の意思を書面等で所長に伝えることで、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものと見なすことができ

る。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人または団体が解散したとき
- (3) 会員が会費を一年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令、定款又は会員規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、本会の活動を妨害し、本会に重大な損害を及ぼし、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を所長とし、副所長は若干名とする。

(選任等)

第13条 理事は総会において正会員から選任し、監事は理事会において選任する。

2 所長及び副所長は、理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 所長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 所長以外の理事は、法人の業務について、本会を代表しない。

3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、所長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の理事が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決によ

り、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が別に定める。

(総会)

第19条 本会に正会員をもって構成する総会を設置する。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 会費の額
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他の理事会から附議された事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請

求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、所長が招集する。

2 所長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、所長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面、FAX又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、FAX若しくは電磁的方法をもって表決し、他の正会員

を代理人として表決を委任し、又は Skype 等のビデオ会議やテレビ会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、FAX 若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又は Skype 等のビデオ会議やテレビ会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、FAX 又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 活動方針、事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 監事の選任及び報酬
- (4) 借入金の借り入れ
- (5) 会員規約等の組織及び運営に関する重要な規程の制定
- (6) 総会に付議すべき事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 所長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、所長が招集する。

2 所長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、所長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合は、理事会出席者の過半数の同意により議題とすることができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、FAX 又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由により、会場に来ることが出来ない理事は、Skype 等のビデオ会議やテレビ会議のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (Skype 等のビデオ会議やテレビ会議システムによる出席者がある場合と、書面、FAX 又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、それぞれについて、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(持ち回り議決)

第36条 緊急を要する事項について、所長から全理事に書面、ファックス又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面、ファックス又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、所長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記

意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、所長及びその他の理事1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(顧問)

第37条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会に対する助言を行う。
- 3 顧問は、理事会の議決を経て、所長が委嘱する。
- 4 顧問の任期等は、役員のそれに準ずる。

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に定めるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分と管理)

第39条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産の2種とする。

2 本会の資産は、所長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、所長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とその他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに所長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算は、必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。ただし、軽微な変更については所長が変更できるものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、所長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(定款の変更)

第45条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 本会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により本会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、本会のホームページに掲載して行う。ただし、法第31条の10第1項及び法第31条の12第1項の公告については、官報に掲載して行う。

(事務局)

第50条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、所長が行う。

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、所長がこれを定める。

*附則

1 この定款は、本会が成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げるものと

する。その任期は、第 11 条の規定にかかわらず、設立日から 2001 年 12 月 31 日までとする。

理事： 浅岡美恵（気候ネットワーク代表）、朝野賢司（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）、飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表）、牛山泉（足利工業大学教授）、大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表）、熊崎實（木質バイオマス利用研究会代表/筑波大学名誉教授）、小島健一郎（木質バイオマス研究会事務局長）、坂本勇夫（ソフトエネルギー・プロジェクト）、山藤泰（関西学院大学総合政策客員教授）、鈴木亨（北海道グリーンファンド）、須田春海（市民運動活動センター）、柴邦生（西尾漠、原子力資料情報室）、藤井絢子（滋賀県環境生活協同組合理事長）、藤井石根（明治大学教授）、山梨晃一（前新エネルギー財団常務理事）

監事 河合弘之（弁護士）

所長：飯田哲也

副所長：大林ミカ

アドヴァイザリー・ボード：

- ・USA: Nicholas Lenssen, Director, Distributed Energy, Primen
- ・SWEDEN: Tomas Koberger, Lic. of Eng., Institute of Physical Resource Theory, Chalmers University of Technology
- ・DENMARK: Prof. Jorgen Norgard, Department of Buildings and Energy, Technical University of Denmark

（以上、敬称略）

3 本会の設立当初の事業年度は、第 16 条の規定にかかわらず、設立日から 2001 年 12 月 31 日とする。

4 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 12 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

この定款は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

この定款は、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。

この定款は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

この定款は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

この定款は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。